

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項（省令第7条第一号から第五号、第七号）

〔電子計算機等〕（電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品）

貨物名：
メーカー名：
型及び等級：

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式：該貨コ-8(1)

(1/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
電子計算機、附属装置、電子組立品若しくは部分品のいずれに当たるかを備考欄に記入すること。			☐ 電子計算機 ☐ 附属装置 ☐ これらの電子組立品若しくは部分品
一 低温若しくは高温で使用できる、又は、放射線の影響を防止するように設計された電子計算機若しくはその附属装置、又はこれらの電子組立品若しくは部分品： (注意) 電子組立品若しくは部分品については、電子組立品若しくは部分品で判定せず、それが使用された状態又は組み込まれた状態での電子計算機の仕様について、以下のイ及びロに回答し、判定する。 ※「様式：該貨コ-8(1)(別紙一号)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。 回答が「いいえ」の場合は上記様式の添付不要。			
第一号イ(耐温度設計)に該当するか？	☐ いいえ	☐ はい	別紙一号(判定イ)を転記する
第一号ロ(耐放射線設計)に該当するか？ ※「告示で定める貨物」(下記「注」参照)	☐ いいえ	☐ はい	別紙一号(判定ロ)を転記する
三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品： 他の装置に内蔵された貨物であって、チからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品か？ ※「様式：該貨コ-8(1)(別紙三号)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。 回答が「いいえ」の場合は上記様式の添付不要。	☐ はい ← 四へ	☐ いいえ ↓	
ロ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるものか？	☐ いいえ	☐ はい	加重最高性能値 (実効テラ演算)
ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるものか？ (最大性能が70実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)	☐ いいえ	☐ はい	最大構成時の加重最高性能 (実効テラ演算)

「注」： 「告示で定める貨物」とは「輸出令別表第3の3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物」に該当するものをいう。

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項（省令第7条第一号から第五号、第七号）

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品)

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式: 該貨コ-8(1)

(2/2)

©CISTEC 2025.05.28

(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル電子計算機の附属装置であって、転送されるデータの転送速度が 2.0ギガバイト毎秒を超えるものか？	☐ いいえ	☐ は い	データ転送速度 (ギガバイト毎秒)
四 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置、電子組立品若しくは部分品か？	☐ いいえ ← 五へ	☐ は い 以下の該当するものにチェックを入れること	
イ シストリックアレイコンピュータ		☐ イ	
ロ ニューラルコンピュータ		☐ ロ	
ハ 光コンピュータ		☐ ハ	
五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたものか？	☐ いいえ ← 七へ	☐ は い	
七 電子計算機又はその電子組立品若しくは部分品であって、第6条第一号ヨに該当する集積回路を一つ以上有するものか？	☐ いいえ ← 判定欄へ	☐ は い	
※ 第6条第一号ヨについては、以下①又は②の方法で判定し、上記七号の判定がはいの場合は、その転送速度の総計、合計処理性能(TPP)を右の備考欄に転記すること。 ①集積回路メーカーの判定値に基づき判定 ②7の項(1)のパラメータシート(様式6-1-TPP)を用いて判定 ※ 7の項解釈「合計処理性能(TPP): TOPS値と総計双方向転送レートの総計値は、メーカーがそのチップのマニュアル又はパンフレットで主張する最高値を用いる。」			転送速度の総計 (ギガバイト毎秒) ※該当する集積回路の 転送速度の総計 合計処理性能(TPP) () ※該当する集積回路の 合計処理性能(TPP)
(判定) 以上の結果、省令第7条第一号から第五号、第七号に該当するか？	☐ 非 該 当	☐ 該 当	

(注1) 備考欄の()内には数値等を記入する(数値は設計値又はカタログ、仕様書等の数値を記載する。個々の実測値ではない)。ただし、関連する機能がないかあるいは計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。

判定

回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、
☐ 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏 名

電 話

検討の結果、以上相違ありません。

印